

NEDO第5期中長期目標の変更（案） について

令和7年1月

イノベーション・環境局 総務課 産業技術法人室

第5期中長期目標の変更の背景・必要性

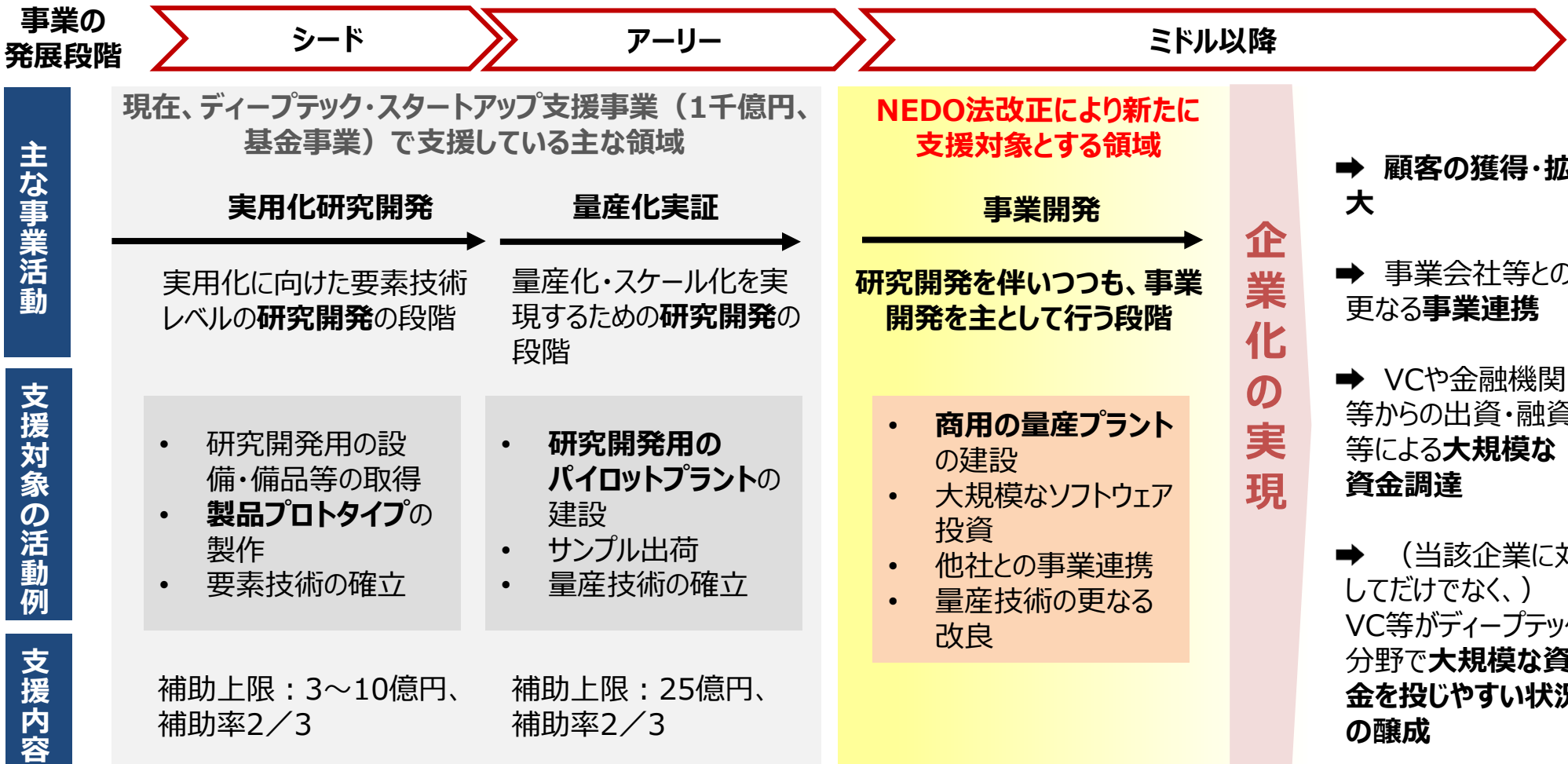
- ディープテック・スタートアップについては、経済成長や社会課題の解決等に資する事業を実施している一方、研究開発の成果の社会実装を図る段階において、十分な商用実績がない中で、商用生産を念頭においた生産設備やソフトウェア等への投資、事業展開のための組織体制の構築等に必要な資金の調達が困難な状況であることを踏まえ、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）の改正（ディープテック・スタートアップに対する支援の拡充など）に併せて、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」（平成14年法律第145号。以下「NEEDO法」という。）が改正され、**NEEDOの業務に革新的な技術の企業化に必要な事業開発活動（商用設備投資等）に要する資金に充てるための補助金の交付業務が追加。**
- 令和6年度予算において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、**GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援**が認められ、令和6年8月29日に中長期目標を変更。
- 今回は、令和6年度補正予算（第1号）において、**政府で策定された分野別戦略や国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援**が認められたため、現行の中長期目標中に所要の記載を追加する。

【追加業務概要】

ディープテック・スタートアップへの事業開発支援 ～支援領域～

- これまでは、NEDO_ディープテック・スタートアップ支援事業等を通じて、ディープテック・スタートアップが行う**研究開発や量産化実証**を支援。今般の補正予算措置により、一定の研究開発を終えた後に行う商用設備等の**事業開発活動への支援**を可能※とし、以てスタートアップの革新的な技術の社会実装・商用展開を一層強力に促進する。
- ※GX分野のディープテック・スタートアップに対する同支援については、別予算で措置済みであり、目標も変更済
補正予算措置によりGX分野以外のディープテック・スタートアップへ対象を拡充し、それに伴い目標変更

(支援対象領域のイメージ)



主な変更内容（新旧対照表）

新	旧
Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 (略) (1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 (略) また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「NEDO法」という。）が一部改正され、NEDOによるディープテック⁴分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁵（NEDO法第15条第3号の2）。本補助業務は、<u>情報提供依頼（RFI）を活用するなどにより得られたスタートアップに係る情報、政府で策定された分野別戦略及び国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援、並びに、GX推進法第7条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行うものとする。</u>	Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 (略) 1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 (略) また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「NEDO法」という。）が一部改正され、NEDOによるディープテック⁴分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁵（NEDO法第15条第3号の2）。本補助業務はGX推進法第7条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行うものとする。

ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業

令和6年度補正予算額 76億円

事業の内容

事業目的

ディープテック・スタートアップは、革新的な技術の社会実装へ向けて、大規模な資金調達や長期間にわたる投資・事業活動が必要となる。この中には、研究開発があれば、研究開発を一定程度終えた後、事業開発・拡大を図るための量産の設備投資等も含まれる。

ディープテック領域においては、事業開発・拡大を図る段階においても、事業上のリスクは引き続き高いこともあり、民間からの投資を含めた資金調達を十分に得られない状況にある。

このため、ディープテック・スタートアップにおける継続的な売上実績の獲得や成長事例の創出、民間からの投資促進を図り、スタートアップ・エコシステムの形成を目的として、本事業を実施する。

事業概要

事業の拡大に向けた一定の研究開発（要素技術に係る開発や、量産技術の実証等）を終えたディープテック・スタートアップが、その成果を事業化するために行う事業開発活動（商用の設備投資やソフトウェア投資、当該投資と合わせて行う研究開発の成果の有効性の検証を含めたユーザー実証等）を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

原則支援終了後1年以内に、研究開発成果を活用した製品・サービスの商用展開又は次シリーズでの資金調達に至った者の割合について、6割を目指す。

長期的には、ディープテック分野のユニコーン級のスタートアップの創出や、事業開発段階におけるスタートアップの自立的な資金調達環境・エコシステムの形成に貢献することを目指す。